

## 愛知県公契約に関する協議の場 主な発言要旨

- 日 時 2023（令和5）年1月20日（金） 13時55分～15時36分
- 場 所 愛知県庁本庁舎 正庁
- 議 題 愛知県公契約条例の取組状況等

### ■主な発言

- これまで協議の場で議論してきた全庁的な評価項目に加えて、各局が独自に評価項目を設定していることを認識した。
- 公契約条例もかなり定着して成果も上がってきていると評価をしている一方、まだ公契約条例を制定していない県内市町村への広がりが一つの課題として挙げられる。
- 他の都道府県に比べて愛知県内で条例の制定が広がっているとすると、愛知県以外の（条例の制定が広がっていない）都道府県では、政策目的を達成する手法として、公契約以外に何か秘策があるのか一度調査した方がよい。
- 労働環境報告書は、対象範囲の引き下げ等の検討のため、まずは現行の基準でしっかり効果が出ているか検証してほしい。
- 国の「パートナーシップ構築宣言」の取組を評価項目に追加したり、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の制定に関し、差別やハラスメント対応の項目を労働環境報告書に追加してはどうか。
- 労働環境報告書の対象範囲を引き下げると、元請業者によるチェック機能がなくなり、この取組が形骸化していく可能性がある。
- 建設業界では、以前は年休取得が課題であったが、現在は来年4月施行予定の時間外勤務の上限規制が最大の課題であり、その一番効果的な対応は、民間も含めた発注者に週休2日を前提とした工期を認めてもらうことである。

- 庁舎清掃業務に係る総合評価競争入札の落札者決定基準にある技術要件の項目・評価点では、業者間で差が付かないため、品質を確保できない。品質確保に必要な要件を各分野に詳しい者が協議して決めるような場を設けてほしい。また、定期的なサービスの品質に対する評価も考えてほしい。
- 最低賃金の上昇や諸物価の高騰に際し、期中の契約変更を可能とするよう予算措置をお願いしたい。
- 評価項目の見直しについて、指標の伸びも重要な基準だが、その結果、形式的で取得しやすい項目が評価され、取得しづらいが重要性が高い項目が排除されては本末転倒である。
- 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を評価項目とすることで発注が殺到し、施設の負担が大きくなることを危惧している。障害者の方の社会復帰に支障があってはいけないので、過度な負担とならないよう配慮が必要である。
- ICT建設機械の購入にあたって、補助金等のサポートが県から受けられれば、中小企業や業績が悪い企業も機械を導入しやすくなり、先端技術を使った工事が様々な企業でより浸透していくと思う。
- 県が政策目的を達成するため、これまでの事業や規制、補助金といった手法と比べ、公契約の活用という間接的な手法にどのようなメリット・デメリットがあるのか、少し原点に戻って一度整理してはどうか。そうすれば、県がある政策目的を達成しようとする場合に、どの手法を使うと一番効率的、効果的なのかが見えてくると思う。
- 評価項目の見直しについて、5%以上の伸びを目安とすることは構わないが、これに形式的にとられることなく、本来の政策目的が達成できれば項目からはずせばいいし、達成できていなければ、引き続き公契約の活用がふさわしいのかを検討した上で、担当部局が別の行政手法を使って政策目的を達成することも考えていく必要がある。

以上